

物品購入等明細書

品名, 件名	産業廃棄物処理委託（廃薬品等）（水質第2課）
要求課	技術監理室水質管理センター 水質第2課
納入場所	技術監理室水質管理センター 水質第2課
納期	令和9年3月31日

見積書 提出期限	令和8年10月30日
-------------	------------

品名	形状	数量	単価（税抜）	金額（税抜）
産業廃棄物処理委託（廃薬品等）（水質第２課）	別紙仕様書のとおり	1		
			合計	

産業廃棄物処理委託（廃薬品等）（水質第2課）仕様書

技術監理室水質管理センター水質第2課

1 概要

本作業は、京都市上下水道局（以下「局」という。）技術監理室水質管理センター水質第2課（以下「水質第2課」という。）から排出される産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びその他の関係法令を遵守のうえ、受託者が適正に処分を行うものである。

2 場所

技術監理室水質管理センター水質第2課
京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1

3 履行期限

令和9年3月31日まで

4 予定数量等

別紙のとおり。

なお、数量には多少の誤差があるものとする。また、混合廃棄物は主たる素材に応じた種類に振り分けている。その他取扱の注意事項については、SDSを遵守するものとする。

5 提出書類

(1) 作業着手前

- | | |
|---|----|
| ア 現場代理人等通知書及び経歴書 | 1部 |
| イ 産業廃棄物処理業の許可証の写し | 1部 |
| ウ 労働者災害補償保険法の規定による保険加入証明書の写し、又はそれに代わるもの | 1部 |

(2) 作業完了後に提出する書類

- | | |
|----------------------------|----|
| ア 業務完了届 | 1部 |
| イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト） | 1部 |
| ウ 請求書・口座振替依頼書（口座登録済の場合は不要） | 1部 |
| エ その他必要書類等 | 1式 |

6 作業内容

(1) 搬入方法

本契約から搬出される産業廃棄物の搬入については、水質第2課が別途契約する運搬業者が行うものとする。

(2) 処理方法

受託者は、運搬業者より搬入された産業廃棄物を法令に基づき適正に処分すること。

(3) 責任範囲

(2)の作業により発生した事故については、その原因が局に帰する場合を除き、受託者が責任を負うものとする。また、受託者の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、それによって局または第三者に損害を及ぼしたときは、受託者においてその損害を賠償し、局に負担させないものとする。

7 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 受託者は、本作業を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ水質第2課の書面による承諾を得て、法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、水質第2課との連絡調整及び従事者の指揮監督を行わせるため、現場代理人を選任したうえで、現場代理人等通知書（経歴書添付）を提出し、水質第2課の承諾を得なければならない。また、現場代理人を変更したときは、速やかに水質第2課に届け出ること。
- (3) 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分業の許可証の写しを、作業着手前に提出しなければならない。
- (4) その他必要となる書類については、水質第2課と協議のうえ、決定するものとする。
- (5) 受託者への産業廃棄物の搬入日は、運搬業者と協議をすること。

8 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の処理

受託者は産業廃棄物の処理の際は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を作成し、適切に処理しなければならない

9 雑則

- (1) 受託者は仕様書などに疑義がある場合は、契約前に説明を受けること。
- (2) 受託者は、作業のために提出された秘密書類及び個人情報を作業の目的以外に使用してはならない。
- (3) 受託者は、作業の遂行上知り得た秘密情報を他に開示及び漏えいしてはならない。また、履行期間終了後及び契約締結後も同様とする。
- (4) 局及び受託者は相手方が契約に違反したときは、契約を解除することができる。ただし、受託者に引き渡された産業廃棄物の処理が未だに完了していないときは、当該産業廃棄物を処理した後でなければ、解除することはできない。

(別紙)

予定数量等の内訳

薬品名	容器 容量	本数	数量	単位	性状	荷姿	産業廃棄物の種類
ノックダウン乳剤K	500	1	500	mL	液体	ガラス容器	特別管理 引火性廃油
非塩素系有機溶剤廃液(主にアセトン,メタノール,ヘキサン,アセトニトリル)	20	4	80	L	液体	プラスチック容器	特別管理 引火性廃油
機械油	20	1	20	L	液体	プラスチック容器	廃油
アンモニア水	500	4	2,000	ml	液体	プラスチック容器	特別管理 廃アルカリ
シアン廃液(シアン70mg/L程度)	20	1	20	L	液体	プラスチック容器	特別管理 特定有害(廃アルカリ)

※第1種指定化学物質に該当するものではありません。